

自宅家屋を取壊して敷地を譲渡した場合の譲渡所得の3,000万円控除の取扱い

1. 3,000万円控除の概要

個人が自己の居住用の不動産を譲渡した場合は、譲渡所得の金額の計算上、最高3,000万円が控除できる特例が設けられています。これが「居住用財産の譲渡に係る3,000万円特別控除（以下『3,000万円控除』といいます。）」です。3,000万円控除の対象不動産には、次のようなものがあります（措法35）。

- (1) 現に自己が居住している家屋
- (2) 居住用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡した家屋
- (3) (1)または(2)の家屋とともに譲渡したその敷地
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋に住まなくなった日から3年目の年の12月31日までの間（原則）に譲渡したその敷地

2. 自宅家屋を取壊して敷地を譲渡した場合の取扱い 家屋の取壊し後に敷地の譲渡契約を締結した場合

上記1.のとおり、3,000万円控除は災害により自宅家屋が滅失した場合を除き、個人が自宅として使用している家屋を譲渡することを前提として設けられている特例です。しかし、この前提を厳しく当てはめようとすると、例えば自宅家屋とその敷地を一体で（同時に）譲渡しようとしたが、買主から家屋を除去したうえで土地のみを譲渡してほしいといわれたため、売主がその家屋を取壊して土地だけを譲渡したような場合には、自宅家屋の譲渡を伴わないので、その土地の譲渡については3,000万円控除に係る上記の適用要件を満たさないことになります。不動産取引においては、土地の譲渡を進めるために譲渡前にその土地の上の家屋を取り壊すことが珍しくなく、家屋の取壊しにより3,000万円控除の適用が受けられないとすると、不動産取引の実態に税制がマッチしていないことになります。

このため国税庁では通達（措通35-2）を発遣し、所有者が居住の用に供している家屋（または居住の用に供されなくなった家屋）を取壊し、その敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合でも、その土地等の譲渡が次に掲げる要件のすべてを満たしているときは、3,000万円控除の適用を認めています。

- (1) その土地等の譲渡契約が、その家屋を取壊した日から1年以内に締結され、かつ、その家屋を居住用に使用しなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡したものであること。
- (2) その家屋の取壊し後、譲渡契約の締結日まで貸付けその他に使用していない土地等の譲渡であること。

このうち(1)については、土地譲渡の期限について、譲渡契約を締結する日が「その家屋を取壊した日から1年以内」という要件を定めています。この要件を設けた理由について租税特別措置法逐条解説（譲渡所得関係）は、土地を譲渡するためにその土地の上の家屋を取壊すという関係からして、このような期限を定めることは合理的であり、かつ、土地を譲渡するために家屋を取壊す場合、その取壊し後1年間という猶予期間があれば、その間に土地の譲渡契約をすることが十分可能であると説明しています。

また(2)については、家屋の取壊し後、土地の譲渡契約の締結日までの期間は跡地の利用を制限していますが、土地の譲渡契約の締結後、土地の所有権移転（引渡し）までの期間については、跡地の利用につき特に制限を設けていません。例えば“等価交換方式”によるマンション建設のため、譲渡契約締結後に土地の譲受者がその土地の上に建物を建設し、建物完成時にその建物と土地とを交換する場合には、他の要件を満たしているのであれば、3,000万円控除の適用が認められます。